

西宮市立学校園における医療的ケア検討会設置要綱

(設 置)

第1条 西宮市立学校園における医療的ケアの実施体制の整備に関する検討を行うため、西宮市立学校園における医療的ケア検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次にあげる事項について検討する。

- (1) 西宮市内の学校園における医療的ケアの実施体制の整備に関すること
- (2) 医療・保健・福祉等関係機関との連携に関すること
- (3) 学校園における医療的ケア実施上の課題等に関すること
- (4) 西宮市医療的ケア実施体制ガイドライン策定・改訂に関すること

(組 織)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 会長は、西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則（昭和51年西宮市教育委員会規則第24号。）第2条第1項第2号に定める教育次長をもって充てる。
- 3 副会長は、学校教育部長をもって充てる。

(職 務)

第4条 会長は、検討会の会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 副会長にも事故があるときは、検討会の会員のうちからあらかじめ会長の指定する構成員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 検討会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じ、会員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 検討会の設置期間は、令和3年3月10日から令和7年3月31日までとする。

(報償費)

第7条 会員が会議に出席したときは、その都度、報償費を支給する。

- 2 会員のうち国及び地方公共団体に属する職員であるものに対しては、報償費を支給しない。
- 3 第1項の規定により支給する報償費の額は、12,630円（税込み）とする。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、教育委員会特別支援教育課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年3月10日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

区分	構 成	所 属
会長	教育委員会事務局	教育次長
副会長	教育委員会事務局	学校教育部長
会員	医療関係者	西宮市医師会（2名）
	医療関係者	兵庫県看護協会（2名）
	教育関係者	関係学校園長（1名）
	保護者等	西宮市PTA協議会（1名）
	教育委員会事務局	地域・学校支援課長 学校保健安全課長 特別支援教育課長 特別支援教育課係長 特別支援教育課指導主事